

## 平成17年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

##### 1) 学生定員

熊本大学の平成17年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

##### 2) 学士課程（教養教育）

枠内に、中期計画を記載（以下同じ。）

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、平成17年度から全面実施する学生による授業評価、明確な授業目標に基づく厳格で一貫した成績評価を基本資料として検証を行い、継続的な改善のサイクルを始動する。

平成16年度の検討結果を受けて学際科目のテーマを実施するとともに、平成18年度実施に向けた新規テーマの検討を行う。

##### 3) 学士課程（専門教育）

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

薬学部・工学部は、平成18年度改組に向け、社会に貢献できる質の高い人材の養成を目指し、新カリキュラムを策定する。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

平成18年度実施に向けて、工学部において自然科学研究科の修士課程との連結を重視したカリキュラムを作成する。

##### 4) 大学院（修士課程）

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

平成18年度実施に向けて、理学部・工学部との連携に配慮した自然科学研究科のカリキュラムを作成する。

##### 5) 大学院（博士課程）

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

授業担当教員を増強し、プロジェクト研究を含む授業科目を充実させる。また、特別研究及び総合演習の指導の改善を図る。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

新たなカリキュラムの策定に向けて、引き続き、大学院博士後期課程のカリキュラム及び授業内容の検討を行う。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

近年の医学・薬学の学術的進展に合わせて、医学教育部及び薬学教育部のカリキュラム構築と授業内容改善のための検討を行う。

#### 6) 専門職大学院（法科大学院）

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

平成16年度に引き続き、カリキュラムを実施し、併せて授業内容、方法等の改善を行う。

また、引き続き平成16年度に採択された三つの「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の経費支援を受けて、教育環境を整備する。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

司法試験に向けて、授業内容の充実を図る。

#### 7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

平成16年度に準備した教養教育におけるキャリア科目を実施するとともに、平成18年度実施に向けて専門教育におけるキャリア科目充実の具体化を進める。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

新たに設置する全学のインターンシップ連絡会議の調整のもとに、学部・研究科ごとの多様なインターンシップを目指すとともに、事前事後指導を充実させる。

#### 8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD (Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

平成16年度に策定した方針に基づき系統的に情報を集積し、教育評価の成果・効果の検証を行う。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成16年度後学期から開始した学生への「授業改善のためのアンケート調査」と、平成17年度から開始する「厳格で一貫した成績評価」とを併せて実施し、その結果を分析して教育の成果・効果を検証し、改善を図る。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

卒業生や就職先等に対する教育の成果に関する調査を実施し、その結果を分析する。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

平成16年度に引き続き、学部学生1年次に対し、TOEICのIPテスト（団体特別受験制度）を課し、CALL授業の成績評価に繰り込み、平成16年度に実施した成績評価の結果から教育成果の検証を行う。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクレディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

平成16年度に引き続き、JABEE・ISOの認証を受けた学科における教育の成果・効果の検証を行い、工学教育の改善を重ねる。

また、法曹養成研究科において、大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の予備評価を受ける。

## （2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

### 1）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

全学的なホームページ改修の一環として、各学部、研究科及び教育部のホームページを改修するとともに、アドミッション・ポリシーを含めた受験生受入れに向けた広報を充実させる。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

平成16年度に実施した入学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、入学者選抜方法の検討を行い、平成20年度入学試験の入試大綱を決定するとともに、平成18年度以降の入試実施方法に反映させる。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

平成16年度に実施したオープンキャンパスのアンケート結果の分析等を踏まえて、オープンキャンパス等の運営方法についての改善を図る。

熊本県高等学校進学指導連絡協議会との入試に関する懇談会及び熊本大学と熊本県高等学校長会との懇談会等については、引き続き実施する。

平成16年度に引き続き、スーパーサイエンスハイスクール事業及び

IT人材育成プロジェクト事業の支援を行う。

## 2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

平成16年度に引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを着実に実施する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

平成16年度の英語教育方法の調査・研究の結果を受けて、学力診断を基礎に適切な指導を行うとともに、平成18年度実施に向けて、新しい英語教育方法の検討を行う。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

高等学校の新教科「情報」に関する内容及び実施の態様を研究し、高等学校との連携のもとに受入態勢を整備する。

また、引き続き「特色ある大学教育支援プログラム」の経費支援を受け、情報リテラシー関係分野の教材内容の充実や、教育用独自ソフトウェアの開発研究を推進する。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

平成16年度の実施結果の検証を踏まえて、新たに作成した「基礎セミナー共通指導ガイドライン」に基づき基礎セミナーを実施し、充実改善を図る。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

平成16年度の研究結果を受けて補習教育の教材開発と教育方法の検討を継続し、平成18年度からの本格実施に向けて準備する。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

放送大学との共同研究プロジェクトを実施し、放送大学との連携のあり方を検討する。

各部局と連携し、国際的な学生交流協定の締結数を増やす。また、現況の単位互換制度の改善点を整理し解決に努める。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

薬学部・工学部において、平成18年度実施に向けて新カリキュラムを策定

する。

文系学部の教育の現状分析をもとに、教育プログラム設定の再検討を行う。学部を超えて取得する免許・資格科目のための授業実施体制のあり方について、検討を行う。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

工学部における「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環としてのプロジェクトベースト・ラーニングの実施を進めるとともに、プロジェクトベースト・ラーニングの実施方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、他の学部への拡充を図る。

### 3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

平成18年度実施に向けて、自然科学研究科のカリキュラム改革を進める。文系学部・大学院の現状分析に基づく人材養成計画の再検討を行う。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

平成16年度の研究結果を踏まえ、自然科学研究科のカリキュラムにプロジェクトベースト・ラーニングの実施を含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、他の研究科等への拡充を図る。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

平成16年度に引き続き、英語による講義の拡充を検討する。

また、引き続き、国際会議等での研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準のあり方について、調査検討するとともに、出席や発表を支援する方策を検討する。

### 4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

設置計画に基づき作成されたカリキュラムに従い、理論と実務を架橋するための実務基礎演習科目を実施するとともに、法律基本科目の授業内容、方法等の改善を行う。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

弁護士など実務家と協力して、リーガルクリニックやエクスターンシップの授業科目を実施する。

### 5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

平成16年度の研究成果を踏まえ、双方向的な教育の実施方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、双方向教育の拡充を図る。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

平成16年度の検討を踏まえ新たに作成されたシラバスによる授業の実施状況を検討して、更なる改善を図る。

また、学生に対するWebCTを用いた学習情報の提供の普及に向けて、教員への情報提供・講習活動を行う。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

全学のインターンシップ連絡会議の下でインターンシップを拡充するとともに、教育学部のフレンドシップ事業、工学部のものづくり創造融合工学教育、薬学部の6年制教育計画等において体験型の授業の充実を図る。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

留学説明会の早期開催や単位互換制度等の充実により、短期留学した学部学生が在学期間を延長せず卒業できるよう支援する。

教育効果を高めるため、TA（Teaching Assistant）制度の運用を充実させる。

平成16年度の検討結果を踏まえ、TAの運用方法をも含む『教育方法改善ハンドブック』（仮称）を作成し、全学的に拡充を図る。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

インストラクショナル・デザインの専任教員を配置し、e-learning教材作成の支援を行う。

教育方法の改善を図るため、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化拡充する。

平成16年度に決定した厳格で一貫した成績評価、学生による授業評価等をもとに、授業成果の検証を教員が集団的に行う授業改善活動を全学的・継続的に実施する。

プロジェクトベースト・ラーニングなど、新たな教育方法に関するFD研修活動を実施するとともに、引き続きFD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化する。

## 6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成16年度に決定した「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づき、明確化した教育目標及び評価基準の明示、評価についての質問・異議申立制度、成績評価結果についての講評制度等を、全学的に実施する。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

平成16年度に決定した「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づき、多様な方法の組み合わせによる総合的な成績評価を全学的に実施する。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

厳格で一貫した成績評価を平成17年度から本格実施したことを受けて、成績評価の厳格化を踏まえた学生に対するインセンティブ付与の諸方策について検討する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

教育の大綱を審議する教育審議会と、調査研究機関としての教育政策研究会を、平成16年度に引き続き効果的に運用する。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成16年度に引き続き、教育審議会と教育委員会等の連携のもとに、教育改善を進める。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成16年度に引き続き、大学教育機能開発総合研究センターは、調査・研究・開発活動を通じて、教育委員会、教養教育実施会議、教育政策研究会等を支援する。

#### 2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

新しい全学協力体制の、より完全な実施に向けて、引き続き学部間・学部内の協力体制を強化する。併せて教養教育の改革により柔軟に対応できる実施体制について、検討を始める。

#### 3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

平成16年度の検討結果を踏まえ、教育能力評価を加味した適切な人事制度を拡充する。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

平成16年度に引き続き、有能な外国人教員の採用に努める。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

平成18年度に自然科学研究科を改組し、理学部・工学部教員と自然科学系教員を統合し、教員組織を大学院へ移行し、旧来の学部・学科組織を超えた教育プログラムの実施を準備する。

人文社会科学系について、大学院は社会文化科学研究科の区分制への移行を含めて統合の検討を開始する。学部については、関連学部との協議を基礎にその在り方をさぐる。

また、大学院への人文社会科学系教員の移行についての検討を開始する。

#### 4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化

教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行う。  
また、大学運営を推進するためデータ蓄積用データベースの構築を推進する。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備

情報教育用クライアントパソコンにおけるOSのセキュリティ、機能アップデート、アプリケーションソフトウェアのバージョンアップ及び講義に必要なアプリケーションソフトウェアの新規インストールを行う。

#### 5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

電子ジャーナルの安定的提供及び利用の促進を図る。

学習環境の向上を図るため、増築を行う。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

学術資料調査研究推進室の活動を促進し、永青文庫・松井文庫の目録整理を進めるとともに、阿蘇家文書の修復を完了させる。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。

図書館で選書する教養図書も含め学生用図書の充実を図る。

学生のニーズを把握するため学生へのアンケートを実施する。

## 6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

平成16年度に決定した教育活動の評価・改善サイクルを始動する。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターは、厳格で一貫した成績評価と学生による授業評価を中心として、成績評価の結果に基づいて行う評価・改善の実施状況を分析する。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

平成18年度に全学的な教育評価を行うため、平成16年度における検討を踏まえ、系統的なデータ収集を開始する。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

学生による授業評価や、それらをもとにした授業改善の実施を踏まえて、授業改善や授業方法に優れた教員の表彰等の制度について検討し、実施の拡大を目指す。

## (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

### 1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

平成16年度の検証を踏まえ、少人数を単位とするチューター・インストラクター・担任教員等の指導体制を、各学部の特性に応じる形で、全学的に整備する。

学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

引き続き「特色ある大学教育支援プログラム」の採択内容に沿った形での整備を推進する。

熊本大学ポータルサイトの整備に向け、SOSEKIとラーニングマネジメントシステム、図書館情報システム等との統合を推進することにより、キャンパス内外での多様な学習環境の構築を進める。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(WebCT、e-learning)、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

「熊本大学オンライン」実現のための、設備面の環境整備を推進し、コンテンツ作成を支援するための基盤的整備を進める。

学内LAN環境整備を進め、キャンパス内での学生個人や対面講義における

学習状況でのネットワーク環境の整備を進める。

e-learningの全学的なコンテンツ環境の整備のためインストラクショナル・デザイン分野の充実を図る。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

引き続き、教室利用方法の改善を行い、学生の自習スペースを確保する。

## 2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成16年度に整備した各種相談体制を引き続き運用するとともに、各種資料の収集と平成16年度相談内容のデータをもとに必要な分析を行い、相談体制の充実を検討する。

また、引き続き相談員の研修を実施する。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成16年度に更新した『学生指導と支援の手引き』をもとに、学生の抱える問題に適切に対処する。

相談組織・保健センター・附属病院の連携によって、心のケア体制の充実を図る。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

セクシュアル・ハラスメント防止対策に関する広報・講演会等を充実する。相談員に対する相談対応の留意点などについての研修を実施する。

相談員、防止委員会委員に対して研修会を実施する。

学生・職員を対象に、外部講師、学生、学内教員をパネラーとして、シンポジウムを開催するとともに、啓発用パンフレットを配布する。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

平成16年度に外装を中心とする修理を行ったことを受けて、引き続き危険箇所の重点的修理を行うとともに、学生寮の内装をはじめとした各施設の改修を計画する。

## 3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

就職課をキャリア支援課に名称変更し、民間等から採用した人材を活用するとともに、進路支援委員会と連携してキャリア教育、インターンシップ、進路相談など多様な機能を担う組織として強化し、就職支援体制を充実させる。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成16年度に準備した教養教育におけるキャリア科目を実施するとともに、平成18年度実施に向けて各学部におけるキャリア科目の充実を図る。  
また、学生の職業意識を高めるため、進路ガイダンス、講習会等の実施及びキャリア支援に関するホームページの充実を図る。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会の全学組織結成を受けて、個人情報取り扱いを考慮しつつ、OB等との連携を強める。

#### 4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

平成16年度の検討結果に基づき、日本学生支援機構等からの奨学金や、通常の授業料減免制度に係る支援を引き続き実施する。

#### 5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

平成16年度に検討した「顧問教員会」（仮称）を設け、情報交換会等を開催し、学生委員会との連携を強める。これらを含めてサークル活動活性化へのニーズを把握し、可能な限り実現する。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

ボランティア活動をはじめとする活動の場を紹介する窓口の整備を行うとともに、引き続き、学生による新たな取り組みの立ち上げを支援する。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

全学的な規模での学生の公的組織化を行い、それらの代表者と部局長等との懇談を通じて、学生のニーズ・意見を大学運営に活かす。

就職活動・広報をはじめとする本学の事業に関わる様々な学生を引き続き支援する。

#### 6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

地域からの在宅学習を想定したネットワーク基盤の整備を行う。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

民間企業等、地域社会から留学生への宿舎提供件数を増やすための施策を検討するとともに、熊本大学外国人留学生後援会の資金計画を立て、その資金による支援策を整備する。

また、宿舎整備の一環として国際交流会館について、設備備品の補修に関

する調査を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。  
部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行い、研究の継続若しくは中止又は、支援の拡大若しくは縮小を決定するとともに、新たな「拠点形成研究」を選定する。

また、平成16年度に引き続き、研究推進のフォロー内容の見直しを進める。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の具体策を検討する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、平成16年度に実施した優秀な人材確保のための方策に関する部局からの意見について、検討を行う。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者の海外研修の実施を計画するとともに、若手研究者の積極的な採用について、各部長等の意見を基に必要な条件等を洗い出し、採用策を検討する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターの活用策を策定する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設等の活用による実用化研究推進体制が十分機能しているかをチェックし、体制整備に向けての検討を包括連携の相手先等と協働して行う。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、平成16年度に実施した施策の結果について分析するとともに、世界水準の研究推進のための競争的外部資

金をより多く獲得するための方策について、引き続き検討する。

## 2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、平成16年度に検討した受託研究や共同研究の推進策を具体的に実施する。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

熊本県及びくまもとテクノ財団等との連携を強化し、産学マッチングファンド等の獲得に向けて具体的な施策を実施する。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

知的財産創生推進本部は、熊本TLOと連携して技術移転を推進するため、協議会を開催するとともに、技術移転の人材育成セミナー及び研修等を実施し、文部科学省、JST等外部機関が企画開催する人材育成セミナー、研究会に参加する。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

地域社会のニーズに対応した知的財産公開シンポジウム、産学官技術交流会等を計画的に開催する。

## 3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

研究者情報などのデータベースの更新を確実に実施するとともに、新たに企業向けに研究者の研究シーズ集をWeb上で学外に提供する。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

研究活動の情報発信の一環として、ホームページにおける全学的な研究活動の情報提供を検討する。具体的には、各部局の研究活動情報についてのホームページでのアクセスを一本化する。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

学内で計画している公開セミナー、公開シンポジウム等の情報を収集し、大学として引き続き支援を行う。

また、本学で主催したセミナー、シンポジウム等の参加者からのアンケートの実施結果について分析する。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的に開催し、企業ニーズの情報収集を行う。

公開シンポジウム、東京リエゾンオフィスを活用したセミナー等の開催、イノベーション・ジャパン等の展示会や産学官連携関係のフォーラムへの参加を通して、情報収集を行う。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

### 1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行うとともに、新たな「拠点形成研究」を選定する。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部は、研究戦略会議が実施する「拠点形成研究」の中間評価により、「拠点形成研究」の進捗状況を点検する。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議は、「大学院先導機構」に組み入れた「拠点形成研究」について、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて、現状分析及び課題の検討を行う。

### 2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価の結果を踏まえ、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けた方策を策定する。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

各部局において、人材の運用及び効果的な人材配置について、引き続き検討を進める。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究推進本部は、配分方針に沿って研究資金の配分先を選定し、確保した間接経費等の一定額を、研究支援経費として配分する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において、研究資金の配分システムの構築について、引き続き検討

を進める。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方針を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議は、実態調査の結果に基づき、研究設備等の基本方針を策定する。

また、研究推進本部においては、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実のための具体案を策定する。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

各部局において、共通研究スペースに必要な具体的な設備計画を策定する。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部及び知的財産創生推進本部は、平成16年度に策定した利用計画に基づき、各施設の共用スペースの活用を図る。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局において、スペースの有効活用及び配分システムの構築について、引き続き検討を進める。

### 3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

生命資源研究・支援センター等について、平成16年度に策定した整備計画に沿って可能なものから実施するとともに、平成16年度の利用状況に基づき、機器の導入等環境整備の強化部分を決定する。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

主要機器のギガビットネットワーク接続を更に推進するなど、全学的ネットワークサービスの向上を図る。

また、落雷等によるネットワーク機器の障害・破損への迅速かつ的確な対応体制の構築を推進する。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

学習・研究図書館機能の拡充を進めるとともに、博士論文公開データベースを充実させるなど、電子図書館的機能の整備を図る。

### 4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。  
知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。  
COE等の「拠点形成研究」や、生命科学系等の研究会に知的財産マネージャー等が参画して、研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援する。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。  
知的財産創生推進本部において、各センター等の有機的連携及び効果的な知的財産の創出に向けて具体的な方策を策定する。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。  
知的財産創生推進本部において、平成16年度の申請状況を分析するとともに、研究者への知的財産の取得・管理に対する啓発普及方法の改善を行い、特許等の申請の増加を図る。  
また、国際特許の申請を積極的に進める。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。  
熊本TLOと知的財産創生推進本部との連携を密接にするとともに、ベンチャー起業の推進の方策を策定する。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。  
黒髪・本荘の両リエゾンオフィスを中心に、ワンストップサービスの向上を図るとともに、知的財産の創出、取得を促進する。  
また、各リエゾンオフィスを利用して、知的財産の活用を推進する。

#### 5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。  
研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価を行い、研究の継続又は中止若しくは支援の拡大又は縮小を決定する。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。  
平成18年度に実施する全学研究評価に向け、評価基準等を策定する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

##### 1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

地域社会との連携を推進する体制整備の一環として、シンクタンク機能を持つ「熊本大学政策創造研究センター」を設置する。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

放送大学熊本学習センターの平成18年度本学での開設に向けて、所要の準備を行う。

「熊本大学LINK構想」（熊本大学と熊本県（県庁、学校、企業等）の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想）を活用して「教育（人材養成）」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

これまでの地域貢献事業の実施状況を踏まえ、「熊本大学LINK構想」に沿って事業を実施する。

この構想に関連して、シンクタンク機能を持つ「熊本大学政策創造研究センター」を設置し、地域課題の解決等に向けて取り組む。

## 2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

ユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業などの支援体制等について、改善を図りながら整備し、新たな事業も含めて積極的に支援を行う。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

平成16年度の現状分析及び受講生のアンケート調査をもとに、公開講座及び授業開放科目の拡充を図る。

特に、専門職業人（現職教員等）のニーズに応じた公開講座を実施する。

## 3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST（科学技術振興機構）及びRSP（地域研究開発拠点支援事業）など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、平成16年度の実施結果を分析し、学外の諸機関等との連携、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充の方策を再検討する。

## 4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

国際共同研究を推進するために、ホームページを通じて本学の研究者等の情報を海外に対して発信する。

研究推進会議及び国際交流推進会議で策定した国際共同研究推進に係る具体的施策について、実施する。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

平成16年度の検討結果に基づき支援策を策定し、国際会議、国際シンポジウムの成果を広報する制度の充実と、開催責任者の負担を軽減する支援体制の整備に取り組む。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

研究者の派遣・受入れの機会を増やすため、交流協定と海外広報の充実を図る。

また、本学教職員の海外出張・研修の実態を調査分析し、若手研究者の海外派遣支援等の施策を実施するとともに、外国人研究者の受入れについて来日オリエンテーションを充実する。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

平成16年度に策定した施策に基づき、短期留学制度のカリキュラム整備を進め、日本語教育の単位化を実現する。

また、生活支援について、まず短期留学生を対象にオリエンテーション・プログラムの充実を図り、その成果を一般の留学生の支援にも応用する。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

平成16年度に策定した施策に基づき、英語圏の協定校の開拓に努めるとともに、海外留学を増やす施策を行う。

また、留学説明会の早期開催や単位互換制度等の充実により、短期留学した学部学生が在学期間を延長せず卒業できるよう支援する。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成16年度の調査に基づき国際的な学術研究活動への大学院生の参加を増やす施策を行う。

また、国際会議等での研究発表に基づく単位科目及び単位認定基準の在り方について、調査検討する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### 1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

患者サービスを向上させるため、ISO9001の認証に基づく内部監査の更なる充実を図り、安全管理体制の点検・改善を行う。

医療カウンセリング室（仮称）を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

院内の協力体制を強化し、医療カウンセリング室（仮称）設置の方向性について検討する。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

平成16年度の収支分析を踏まえて、管理会計システム・経営情報分析システムによる収支分析を行い、明確な収支分析基準の構築を行う。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

集中治療部門運営委員会にて、救命救急センターの効率的運用を視野に入れ、経営分析を行う。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

個人情報保護法に適応した運用体制の確立を推進する。

地域医療サービスの一環としての診療情報の開示と共有を図る環境を整備する。

また、遠隔画像診断サービスの連携先医療機関の拡大を図る。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

目標管理及びクリニカルラダー（臨床実践レベル昇進システム）を実施し、評価する。

看護師の研修を実施し、研修内容や運営方法を評価する。

## 2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

卒前教育： チュートリアル教育（個別指導・少人数教育）導入の結果の評価を行う。結果に基づく、教育内容の改善を検討する。

平成18年度導入のクリニカルクラークシップ（臨床実習方式）第2期の準備と、教科書の改訂を行う。

卒後研修： 熊大病院群における、新研修制度導入結果の評価を行う。

シニアレジデント（専門臨床研修医：医師免許取得後3年以上の者）に対する後期臨床研修システムを構築する。

生涯教育等：基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、講演会等を開催する。

共通：スキルスラボ（臨床技能学習施設）の効果的な運用を行う。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。

平成16年度の新研修医制度の実施状況の分析を踏まえ、研修プログラムの運営の見直しを行う。

研修医からのプログラムに対する意見調査の結果に基づいた、プログラム内容の改善を行う。

また、歯科医師の卒後臨床研修必修化に対応した具体的な研修プログラムを作成する。

研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

初期臨床研修修了後のフォローについては、2年次の研修医に対して情報提供を行う。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

平成16年度に実施した医学部学生、薬学部学生、研修医及び看護師に対する医薬品適正使用・安全管理に関する啓発教育・実習を継続して実践する。

平成16年度に見直しと改善を図った医学部及び薬学部学生に対する薬剤部実習プログラムを試行的に実施する。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関するプロジェクト（平成17年度採択の臨床医学疫学研究機関連携事業）に対して、人材支援を行う。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

学内共同利用のセンターとしての方向性を決定する。

### 3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

平成16年度の全体的な人員配置、予算配分の結果を検証し、病院経営のための適正な人員配置・予算配分については、経営戦略委員会において行う。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮(23日以内)し、経営の効率化を図る。

診療科別クリニカルパスの作成分を検証し、平均在院日数23日以内を目指す。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成17年度経営改善計画に基づき、更なる増収を図る。

病院収支を分析し、平成18年度の経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

平成16年度の東病棟新営計画に基づき、平成18年度概算要求を行う。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

クリニカルパス・処置オーダー・診療文書・汎用記載・データウェアハウスシステムの導入と運用を行い、診療行為の標準化を図る。

また、新中央診療棟の情報基盤の整備計画の立案及び部門システム間のシステム連携について、再開発委員会と協調して整備及び連携計画を立てる。

X線画像のフィルムレス化の実施については、情報基盤が整備済みである西病棟の一部診療科において実施計画を立てる。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

診療支援部(仮称)を立ち上げ、業務及び運営の効率化を行う。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

#### 1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

学部・大学院との連携により、附属学校園の運営計画を更に見直し、自然体験活動教育、IT教育等をより充実するとともに、以下の教育改善を実施する。

教育課程と指導方法を改善(附属小学校)

教育課程を改善(附属中学校)

教育課程を改善(附属養護学校)

小学校との交換授業を実施(附属幼稚園)

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画を更に見直し、先導的教育を推進するとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を行い、地域における

公立学校等に対する先導的教育を支援する。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、総合的視点から附属学校園の入学者学力検査基本方針を見直すとともに、基本方針に基づく附属学校園毎の入学者学力検査を実施する。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

附属小学校で、一部の学年・教科単位において少人数学級の授業を試行し、その効果を検証する。

## 2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、平成16年度の運営計画の実施状況を検証し、更に学校運営の在り方について見直しを行う。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

熊本県及び熊本市とそれぞれ締結した人事交流協定に基づき、人事交流を行う。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

熊本県等との連携を更に推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

## 3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、共同研究、情報提供、助言等を行う。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、平成16年度の実施結果をもとに、教育実習や研究等について検討し、検討結果に基づく、実施内容及び教育現場の改善を行う。

**業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

### 1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

平成16年度に作成した「大学運営に関するアクション・プログラム」に基づき、次の項目を実施する。

役員会を中心とした施策の立案、審議、執行及びその評価を行う機能について、検証を行う。

総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能について検証を行うとともに、理事の企画立案機能の体制整備を行う。

部局長等連絡調整会議の役割・機能について、検証を行う。

### 2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

全学的会議体である「施策」、「教学」、「管理運営」に関する委員会等の役割・機能及びその運営について、検証を行う。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

平成16年度の調査・分析に基づき、全学的会議体の委員構成について、教員の負担軽減の観点から検証を行う。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成16年度の調査・分析に基づき、大学と部局との連携を強化する体制について検証を行う。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成16年度の調査・分析及び各会議の主宰者からの会議活動状況報告書に基づき、大学・部局の会議体への事務職員の参画状況について検証を行う。

### 3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

平成16年度の調査・分析に基づき、部局運営体制強化の観点から、副部局長の設置、活用状況などについて検証を行う。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

平成16年度の調査・分析に基づき、効率的な部局運営が行われているか

の観点から、教授会及び代議員会の運営状況について検証を行う。

効果的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成16年度の調査・分析に基づき、全学的会議体の整備を考慮しつつ、部局会議体について改善策を検討する。

#### 4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

平成16年度決算及び平成17年度予算配分方針の分析とデータの集積を行い、平成18年度以降の予算配分のあり方について検討する。

平成17年度全学留保定員の配置計画について評価を行い、平成18年度全学留保定員の配置計画を作成する。

施設の利活用状況と維持保全状況の把握を行い、施設の有効活用を図るため改修計画を策定し、これに沿って改修整備を行う。

#### 5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

平成16年度の調査等に基づき、専門性の高い職について、学外の有識者、専門家の任用に努める。

#### 6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

会計監査については、監事との連携を深め、さらなる充実を図るとともに、会計基準等の研修の充実を図る。

また、業務監査基準の策定に向けて、検討を行う。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

平成16年度に構築した「教育研究組織の目的・目標に沿った教育研究が行われているかを検証するシステム」を実行する。

薬学部の教育組織の再編計画に基づき、平成18年度設置に向けて準備を進める。

eラーニングのためのインストラクショナル・デザイナー等を養成する研究科の設置の可能性について検討する。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

自然科学系大学院の改組計画に基づき、平成18年度部局化に向けて準備を進める。

人文社会科学系大学院の再編・整備について、検討を開始する。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

医学教育部保健学専攻の設置計画について、検討を行う。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

平成16年度の教育学部における専門職大学院を含む教員養成課程・研究科の検討結果を踏まえて、全学的に検討し、改編計画案を策定する。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

平成16年度の評価に基づき、各施設のあり方を検討する。

衝撃・極限環境研究センターについては、全国共同利用施設化について、さらなる検討を行う。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて、引き続き要求を行う。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて、さらなる検討を行う。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

#### 1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成16年度に策定した人事方針を踏まえて、平成17年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成18年度以降の実施計画について、検討する。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成17年度実施計画に基づく、配置を行うとともに、平成18年度における全学留保定員の配置計画を作成する。

#### 2) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

平成16年度の調査に基づき、専門性の高いポストについて、多様な雇用形態が可能となるよう検討する。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

平成16年度に調査した現行制度に対する各部局等の意見の分析結果に基づき、現行規則等の見直しを開始する。

### 3) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

平成16年度に試行した結果を踏まえた教員の個人活動評価の本格実施に向けた検討と連携し、教員の人事評価制度について検討する。

事務系職員及びその他の職員の現行の勤務評価を見直し、引き続き、人事評価基準等について検討する。

### 4) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

既に任期制を導入している組織について任期制の効果を検証し、新たな組織への任期制の導入を検討する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

平成16年度の教員選考方法の評価を踏まえ、教員選考の評価基準の策定について検討するとともに、公募制の拡大に向けた方策を検討する。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

### 5) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成16年度の調査結果に基づき、専門性の高いポストについて、選考採用を可能とするために採用基準等を策定する。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

民間企業での研修や私立大学等への研修制度及び大学院への修学制度について検討し、可能なものから実施する。

また、放送大学を利用した研修をさらに充実する。

#### 4 事務等の簡素・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。  
各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。  
各種事務の電子化を進める。  
企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

平成16年度に作成した「事務の効率化、合理化を進めるためのアクション・プログラム」に基づき、次の項目を実施する。

各種事務の業務分析を行い、旅費計算業務などのアウトソーシングを推進する。

各種事務の業務分析を行い、可能なものから電子化を図り、電子事務局構想を推進する。

各種事務の業務分析を行うとともに、事務組織の再編成のため事務協議会で検討を行い、平成18年度の事務組織（案）を作成する。

#### 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のシーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

平成16年度に作成した「外部資金を増加させるためのアクション・プログラム」に基づき、次の項目を実施する。

計画の実行状況を整理するとともに、平成17年度科学研究費補助金申請で不採択となった課題のうち、審査評点がA（A・B・Cの3段階評価で、Aは採択課題に準ずる程度とされている）の評価を受けた者の平成18年度の申請において、採択に向けて重点的に支援する。

また、平成16年度に作成した「産学官連携のしおり」を企業等に配布して、受託研究、共同研究、寄附金の増加を図るなど、アクション・プログラムの改善を図る。

計画の実行状況を整理し、平成16年度に作成したWeb上の研究シーズをCD-ROMで企業等に配布するとともに、パテントマップ（特許情報を目的に応じ、視覚的に理解できるように図表化したもの）による企業の研究シーズを把握し、マッチング（需要と供給を合わせること）を図って共同研究を推進するなど、アクション・プログラムの改善を図る。

外国からの委託に対する事務手続等、制度面での更なる整備を行い、委託から供給までの時間短縮を図る。

##### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクション・プログラム」に基づき、平成17年度節減予定額の実現に努めるとともに、

平成18年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

平成16年度に作成した「土地・建物等の資産の効率的な運用を図るためのアクション・プログラム」（「外部資金を増加させるためのアクション・プログラム」に定める下記の を除く）に基づき、次の項目を実施する。

平成16年度に実施した全学の講義室利用状況調査に基づき、稼働率の向上に向けた検討を行う。

また、黒髪北キャンパスについて、室（研究室、実験室など）利用状況調査を実施し、データ整理を行う。

平成16年度に作成した「外部資金を増加させるためのアクション・プログラム」に基づき、計画の実行状況を整理し、より効率的な方策を検討、実施していく。

また、特許の実用化に向けた共同研究等の増加を図るために、知的財産マネージャー等による学内研究情報の収集をより充実させ、熊本TLOの技術移転活動に、一層密接に協力、連携して活動を行う。

知的財産管理システムを導入し、知的財産の管理効率化、事務の省力化を図る。

黒髪北キャンパスについて、平成17年度に実施する室利用状況調査の結果を踏まえながら、共用スペースの確保に向けた検討を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、不動産貸付料算定基準のもと改定を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

平成16年度に実施した教員個人活動評価（試行）の結果に基づき、評価基準等の見直しを行う。

また、平成18年度に実施する教育・研究等の組織活動評価に向け、評価基準等を策定する。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

平成16年度における教員個人活動評価の試行を踏まえ、インセンティブの付与方法等について検討する。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

教育研究情報データベース（EDB）の全学的対応のための開発を行う。  
また、大学運営等に関する情報（データベース）との連携について検討を進める。

評価のための組織データの収集システム構築の検討を進める。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

ホームページ、広報誌の充実を行う。  
学外に情報プラザ等を開設する。  
積極的に記者発表を行う。

平成16年度に作成した「広報活動アクション・プログラム」に基づき、次の項目を実施する。

大学情報を分類し、効果的な広報手段を検討する。

また、持続的な広報の効果を高めるため、本学のアイデンティティを明確にし、ブランド化を進める。

ホームページの改修に着手するとともに、全学広報誌の見直しを開始する。

情報発信を目指した学外コーナーを実現するための方策を検討する。

定例記者懇談会を継続的に実施し、報道内容等を検証した上で、活用を図る。

また、報道機関へのリリースを積極的に行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

#### 1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

平成16年度に策定した年次計画に基づき、黒髪キャンパスマスタープランを策定する。

また、情報ネットワーク館（図書館の増築）の整備を行う。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

中央診療棟、情報ネットワーク館（図書館の増築）の建設において、ユニバーサルデザインや環境保全等を配慮した整備を行う。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を図るため、学内や学外から広く情報及び資料の収集を行う。

P F I方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」は事業計画に基づく施設の整備を完了し、その目的に沿った運用を行う。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I事業として確実に推進する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」は事業計画に沿って整備を行う。

## 2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

建物維持保全のための調査（保全に関する点検・調査シートにより）を実施し、今後の改修計画の立案に活用する。

また、施設マネジメントを効率的に進めるための支援ソフトの導入を図る。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

黒髪北キャンパスについて、室利用調査を実施し利用実態の把握を行い、その結果を踏まえながら室の効率的な運用を進める。

また、平成16年度に引き続き、全学の講義室利用状況調査を実施し、稼働率の向上に向けた必要な改善を図る。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

平成16年度に策定したキャンパスマスタープラン（暫定版）の見直しを行い、黒髪地区のキャンパスマスタープランを策定する。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

学生、教職員の意識改革を高めるため、ホームページを利用して、施設の利用状況や施設を有効に活用する情報を発信する。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

平成17年度以降保存する伝統的施設を選定し、保存方法の検討、運用、保存のための計画を立て、施設の保存と有効活用に努める。

中央診療棟整備に伴い、非常勤講師宿泊施設（本荘地区：登録有形文化財）の曳き家を実施し保存建物として有効活用を図る。

## 2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

### 1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

平成16年度の各種測定・検査結果を分析・検討し、安全な職場環境の維持・改善に努める。

RI及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

有害物質等の管理を充実する方策の一環として、化学薬品の管理システムの構築に関し、本学に適したシステムの構築のための具体的な検討を行う。

また、平成16年度に構築した放射線作業従事者に係る個人管理（健康診断・被曝測定・教育訓練）に関するデータベースの運用・管理について検討を行う。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

採用者等に対する安全衛生教育を実施するほか、それ以外の職員についても安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

## 2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

引き続き、キャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

また、構内の防犯体制の充実を図るために、門扉の閉門と夜間の巡視員の増員を図るなどの措置を実施する。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

引き続き、実験・実習等における安全教育、衛生教育を実施する。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

平成16年度の訓練結果等を考慮し、不審者侵入や災害等を想定した新たな訓練方法を検討して、実施する。

平成16年度の実施状況を参考に、安全管理マニュアルの見直しを行う。

平成16年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、不備な箇所の整備を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

### 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

41億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

### 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### 1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし。

#### 2 担保に供する計画

中央診療棟建設、基幹・整備及び病院特別医療機械設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

### 剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### その他

#### 1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)中央診療棟	総額	施設整備費補助金 (1,051)
・(医病)基幹・環境設備	6,784	船舶建造費補助金 (0)
・(黒髪北)情報ネットワーク館		長期借入金 (5,675)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (58)
・病院特別医療機械(再開発設備)		
・(本荘)発生医学研究センター施設整備事業(PFI)		
・(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(PFI)		

(注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

## 2 人事に関する計画

### 人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1) 平成17年度の常勤職員数 2,068人

また、任期付職員数の見込みを 47人とする。

(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 20,051百万円(退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,723
施設整備費補助金	1,051
施設整備資金貸付金償還時補助金	1,034
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	20,760
授業料及び入学金検定料収入	6,164
附属病院収入	14,493
財産処分収入	0
雑収入	103
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,128
長期借入金収入	5,675
計	47,429
支出	
業務費	35,402
教育研究経費	15,390
診療経費	12,808
一般管理費	7,204
施設整備費	6,784
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,128
長期借入金償還金	3,115
計	47,429

[人件費の見積り]

期間中総額 20,051 百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(注) 「施設整備費補助金」のうち平成17年度当初予算額 943 百万円、前年度よりの繰越額 108 百万円。

(注) 「長期借入金収入」のうち平成17年度計画額 4,701 百万円、前年度よりの繰越計画額 974 百万円。

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	39,333
經常費用	39,333
業務費	32,617
教育研究経費	2,550
診療経費	6,389
受託研究費等	1,284
役員人件費	287
教員人件費	12,997
職員人件費	9,110
一般管理費	2,636
財務費用	598
雑損	0
減価償却費	3,482
臨時損失	0
収入の部	39,476
經常収益	39,476
運営費交付金	15,051
授業料収益	4,693
入学金収益	774
検定料収益	175
附属病院収益	14,493
受託研究等収益	1,284
寄附金収益	760
財務収益	1
雑益	102
資産見返運営費交付金等戻入	861
資産見返寄附金戻入	33
資産見返物品受贈額戻入	1,249
臨時利益	0
純利益	143
総利益	143

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	50,156
業務活動による支出	35,252
投資活動による支出	9,062
財務活動による支出	3,115
翌年度への繰越金	2,727
資金収入	50,193
業務活動による収入	39,611
運営費交付金による収入	16,723
授業料及び入学金検定料による収入	6,164
附属病院収入	14,493
受託研究等収入	1,284
寄附金収入	844
その他の収入	103
投資活動による収入	2,143
施設費による収入	2,143
その他の収入	0
財務活動による収入	5,675
前年度よりの繰越金	2,764

## 別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	55人
	歴史学科	155人
	文学科	245人
	コミュニケーション情報学科	30人
	人間科学科	75人
	地域科学科	120人
	学部共通(3年次編入)	20人
教育学部	小学校教員養成課程	440人
	中学校教員養成課程	280人
	養護学校教員養成課程	80人
	特別教科(看護)教員養成課程	40人
	養護教諭養成課程	120人
	地域共生社会課程	80人
	生涯スポーツ福祉課程	160人
法学部	法学科	710人
	公共政策学科	170人
	学部共通(3年次編入)	20人
理学部	理学科	380人
	数理科学科	70人
	物理科学科	60人
	物質化学科	60人
	地球科学科	60人
	生物科学科	70人
	環境理学科	60人
医学部	医学科	600人
	保健学科	288人
薬学部	薬科学科	360人
工学部	環境システム工学科	544人
	知能生産システム工学科	616人
	電気システム工学科	344人
	数理情報システム工学科	312人
	物質生命化学科	344人
	学部共通(3年次編入)	60人
	文学研究科(修士課程)	人間科学専攻
地域科学専攻		20人
歴史学専攻		20人
言語文学専攻		30人
教育学研究科(修士課程)	学校教育専攻	10人
	障害児教育専攻	10人
	教科教育専攻	68人
	養護教育専攻	6人
法学研究科(修士課程)	法学公共政策学専攻	48人
医学教育部(修士課程)	医科学専攻	40人
医学教育部(博士課程)	生体医科学専攻	78人

医学研究科（博士課程）	病態制御学専攻	66人
	臨床医科学専攻	93人
	環境社会医学専攻	27人
	生理系専攻	14人
	病理系専攻	8人
	社会医学系専攻	6人
	内科系専攻	13人
	外科系専攻	18人
	脳・免疫統合科学系専攻	22人
	薬学教育部（修士課程）	分子機能薬学専攻
薬学教育部（博士課程）	生命薬科学専攻	54人
	分子機能薬学専攻	54人
社会文化科学研究科（博士課程）	生命薬科学専攻	39人
	文化学専攻	12人
自然科学研究科（修士課程）	公共社会政策学専攻	12人
	物質科学専攻	142人
	材料システム専攻	30人
	機械システム専攻	84人
	数理科学・情報システム専攻	102人
	電気システム専攻	54人
	自然システム専攻	100人
	環境土木工学専攻	54人
	建築学専攻	54人
	自然科学研究科（博士課程）	生産システム科学専攻
システム情報科学専攻		48人
環境共生科学専攻		60人
物質・生命科学専攻		33人
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	法曹養成専攻	60人
特殊教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30人
養護教諭特別別科		40人
附属小学校		720人
附属中学校	学級数	18
		480人
附属養護学校	学級数	12
	小学部	18人
	学級数	3
	中学部	18人
	学級数	3
附属幼稚園	高等部	24人
	学級数	3
		160人
	学級数	5

医療技術短期大学部	看護学科	80人
	診療放射線技術学科	40人
	衛生技術学科	40人
	助産学特別専攻	20人

